

汎用超音波画像診断装置 一式の一般競争入札に係る入札公告  
、入札説明書及び仕様書の一部変更について

令和4年6月22日付で公告した、汎用超音波画像診断装置 一式の一般競争入札に係る入札公告及び入札説明書の一部を下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

令和4年6月30日

国立大学法人浜松医科大学  
理事 河本 雅 弘

1. 入札公告の変更点

変更前

3. (3) 入札書の受領期限  
令和4年7月12日 17時00分
- (4) 開札の日時及び場所  
令和4年7月28日 10時00分  
浜松医科大学管理棟2階 第二会議室

変更後

3. (3) 入札書の受領期限  
令和4年7月15日 17時00分
- (4) 開札の日時及び場所  
令和4年8月4日 11時00分  
浜松医科大学管理棟2階 第二会議室

2. 入札説明書の変更点

変更前

4. (1) 入札書の受領期限  
令和4年7月12日 17時00分
- (2) 入札書の提出方法
- ②競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年7月28日開札〔汎用超音波画像診断装置 一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (ア) 供給物品名
- (イ) 入札金額
- (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
- (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年7月28日開札〔汎用超音波画像診断装置一式〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、前記4の(2)①に掲げる者宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

※郵便等とは、郵便及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便のことをいう。なお、書留郵便等の配達記録が残る手段に限る。

(6) 開札の日時及び場所

令和4年7月28日 10時00分

変更後

4. (1) 入札書の受領期限

令和4年7月15日 17時00分

(2) 入札書の提出方法

②競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年8月4日開札〔汎用超音波画像診断装置一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

(ア) 供給物品名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

③郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年8月4日開札〔汎用超音波画像診断装置一式〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、前記4の(2)①に掲げる者宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

※郵便等とは、郵便及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便のことをいう。なお、書留郵便等の配達記録が残る手段に限る。

(6) 開札の日時及び場所

令和4年8月4日 11時00分

### 3. 仕様書の変更点

#### 変更前

- (1) 超音波画像診断装置本体
  - (2) 付属するプローブは、以下の要件を満たすこと。
    - (2)-1 コンペックスプローブは、ヒトおよび大動物の撮影を想定して 3MHz で深度 15cm 以上の撮像が可能なこと。
    - (2)-2 セクタプローブは、ヒトおよび大動物の撮影を想定して 3MHz で深度 15cm 以上の撮像が可能なこと。
    - (2)-3 リニアプローブは、ヒト、大動物および小動物の撮影を想定して 6~12MHz であること。
    - (2)-4 高周波リニアプローブは、小動物の撮影を想定して 18MHz 以上であること。
  - (3) 付属するアプリケーションは、以下の要件を満たすこと。
    - (3)-1 撮像中において、せん断波伝搬速度を計測し数値化することが可能なこと。
    - (3)-2 心電図に同期したカラードプラーの計測が可能なこと。
    - (3)-3 高周波リニアプローブを使用した際に、カラードプラーの計測下限値を下回る低流速可視化機能を有すること。

#### 変更後

- (1) 超音波画像診断装置本体
  - (1)-1 21 インチ以上のカラーモニタを有する。
  - (1)-2 4つのプローブポートを有する。
  - (1)-3 B モード法、M モード法、カラードプラー法、パワードプラー法、連続波ドプラー法が表示可能である。
  - (1)-4 断層像を表示するカラーモニタ以外にタッチスクリーンパネルを有し、操作の一部ができること。
  - (1)-5 jpeg 形式で静止画を保存可能であること。
  - (1)-6 動画を保存可能であること。
  - (1)-7 USB ポートを有し、静止画および動画をエクスポート可能なこと。
  - (1)-8 DICOM に準拠すること。
- (2) 付属するプローブ (各 1 機) は、以下の要件を満たすこと。
  - (2)-1 コンペックスプローブ (1 機) は、ヒトおよび大動物の撮影を想定して 3MHz で深度 15cm 以上の撮像が可能なこと。
  - (2)-2 セクタプローブ (1 機) は、ヒトおよび大動物の撮影を想定して 3MHz で深度 15cm 以上の撮像が可能なこと。
  - (2)-3 リニアプローブ (1 機) は、ヒト、大動物および小動物の撮影を想定して 8 MHz で撮像可能なこと。
  - (2)-4 高周波リニアプローブ (1 機) は、小動物の撮影を想定して 18MHz 以上で撮像可能なこと。
- (3) 付属するアプリケーションは、以下の要件を満たすこと。
  - (3)-1 B モード画像の撮像中に、せん断波伝搬速度を計測し数値化することが可能なこと。
  - (3)-2 心電図とカラードプラーを同時に取得し表示可能なこと。
  - (3)-3 付属する 4つのプローブを用いたときに、モーションアチファクトを低減しパワードプラーの血流検知下限流速を下回る低流速血流を描出する機能を有すること。